別紙　　介護予防通所リハビリテーション　料金表　　せんだの里　　2026年6月～

（基本料金）

項目	負担	要支援1	要支援2
基本料金（介護保険）	1割負担	¥2,268 ／月	¥4,228 ／月
	2割負担	¥4,536 ／月	¥8,456 ／月
	3割負担	¥6,804 ／月	¥12,684 ／月
食費（介護保険外）		¥670 ／日	
日用品費（介護保険外）		¥100 ／日	

（加算料金　介護保険）

加算料金　（介護保険）	1割負担	2割負担	3割負担	単位
通常の事業実施地域を超えた地域の利用者に行った場合	5%加算			
生活行為向上リハビリテーション加算	¥562	¥1,124	¥1,686	／月
生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識や経験を有する作業療法士、生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士、若しくは言語聴覚士が配置されていること。 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供すること。 当該計画で定めたリハビリテーションの実施期間中にリハビリテーションの提供を終了した日前1月以内に、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの目標の達成状況を報告すること。 リハビリテーションマネジメント加算(イ)・(ロ)・(ハ)のいずれかを算定していること。 指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施すること。				
若年性認知症利用者受入加算(1月につき)	¥240	¥480	¥720	／月
受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。				
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合（要支援1）	¥-120	¥-240	¥-360	／月
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合（要支援2）	¥-240	¥-480	¥-720	／月
利用開始日の属する月から12月を超えて介護予防通所リハビリテーションを行う場合の減算を行わない基準は下記の通り。 3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見直していること。 利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等に情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーション提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。				
退院時共同指導加算	¥600	¥1,200	¥1,800	／回
病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。				
栄養アセスメント加算	¥50	¥100	¥150	／月
当該事業所の従業者として管理栄養士を1名以上配置していること。 利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。				
栄養改善加算	¥200	¥400	¥600	／月
当該事業所の従業者として、管理栄養士を1名以上配置していること。 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。				
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	¥20	¥40	¥60	／回
介護サービス事業所の従事者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可。※6月に1回を限度。				
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	¥5	¥10	¥15	／回

利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算(Ⅰ)を算定できない場合にのみ算定可能。※6月に1回を限度。

口腔機能向上加算（Ⅱ）(月2回を限度)	¥160	¥320	¥480	／月
言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。 口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ※原則3月以内、月2回を限度。				
一体的サービス提供加算	¥480	¥960	¥1,440	／月
以下の要件を全て満たす場合。 栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。 利用者が介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けていること。 栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していないこと。				
科学的介護推進体制加算	¥40	¥80	¥120	／月
入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 LIFEへのデータ提出頻度について、他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも「3月に1回」に見直す。				
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（要支援1）	¥88	¥176	¥264	／月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（要支援2）	¥176	¥352	¥528	／月
以下のいずれかに適合すること。 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上であること。 介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上であること。				
介護職員等処遇改善加算　Ⅰロ	算定した単位数に11.1%を乗じた単位数/月			

（その他の料金　介護保険外）

○ 行事費・・・　行事を行った場合、実費相当額を頂くことがあります。

○ オムツ代・・・ オムツが必要なとき、施設で用意する物をご利用頂いた場合実費を頂きます。

やわらかぴったり パッドレギュラー	サラケアパッド ワイドロング	はくパンツ スリムS	はくパンツ スリムM	はくパンツ スリムL	はくパンツ スリムLL	簡単テープ止め モレ防止
55円(税込)	61円(税込)	165円(税込)	187円(税込)	209円(税込)	231円(税込)	165円(税込)

○ 診断書、意見書料金・・・ 5，500円(税込)

○ 旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室等に参加される場合は実費となります。

※ 日用品費・・・シャンプー、リンス、バスタオル、タオル、おしぼり、トイレットペーパー等

※ 「基本料金」、「加算料金」、「食費」（特別な物を除く）、「日用品費」以外は消費税を頂きます。